新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う 会議室貸出の一時休止について(延長)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発令により、当保健センターにおける会議室の貸出につきましては、利用者の皆様の健康および安全を最優先に考え、下記のとおり一時休止させていただいておりますが、緊急事態宣言の延長を受け、休止期間を令和2年5月29日(金)まで延長いたしますのでお知らせいたします。

利用者の皆様には多大なるご不便とご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解の程 お願い申し上げます。

記

1. 一時休止する貸会議室

- ①8階特別会議室
- ②7階研修室
- ③4階小会議室
- ④B1階多目的ホール

2. 休 止 期 間

令和2年4月10日(金)~<u>令和2年5月29日(金)</u>

※令和2年6月1日(月)以降の対応につきましては、今後の状況を見たうえで 改めてお知らせいたします。

3. そ の 他

再開につきましては、再開時期が決まりましたら当組合ホームページ等にて お知らせいたします。

<お問い合わせ先>

大阪薬業健康保険組合 施設課 06-6941-5002